



吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2024 年 4 月 1 日

SCSK株式会社

SCSKセキュリティ株式会社



2024年4月1日

東京都江東区豊洲三丁目2番20号

SCSK株式会社

代表取締役 執行役員 社長 當麻 隆昭



東京都江東区豊洲三丁目2番20号

SCSKセキュリティ株式会社

代表取締役社長 小峰 正樹



SCSK株式会社とSCSKセキュリティ株式会社との
吸収分割に関する事項について

SCSK株式会社(以下「吸収分割会社」といいます。)とSCSKセキュリティ株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、2024年1月31日付吸収分割契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として行われた、吸収分割承継会社が吸収分割会社のサイバーセキュリティに係るセキュリティサービス開発・販売事業およびセキュリティ製品販売事業に関する権利義務を承継する吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)に関し、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項が、以下のとおりであることをご報告いたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2024年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 吸収分割会社における株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生いたしません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求

本吸収分割に際して会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

吸収分割会社は、本吸収分割において吸収分割承継会社への債務の承継を併存的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 吸収分割承継会社における株主の差止請求

本吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収分割承継会社の唯一の株主である吸収分割会社は、吸収分割承継会社の特別支配会社(会社法第 468 条第 1 項)に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2024 年 2 月 28 日付官報により、同社の債権者に対し公告を、同日、知れている債権者に対する各別の催告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

吸収分割承継会社は吸収分割会社より、2024 年 4 月 1 日をもって、吸収分割会社のサイバーセキュリティに係るセキュリティサービス開発・販売事業およびセキュリティ製品販売事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産の帳簿価額は 1,671 百万円(概算値)、負債の帳簿価額は 1,252 百万円(概算値)となります。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2024 年 4 月 1 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以上

